

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第95号

(平成29年10月)

京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

後を絶たない押し買いのトラブル (2面)

情報商材に要注意! (3面)

ペットや虫が原因で火災が発生!?(4面)

特殊詐欺被害が多発しています!

息子などの親族や役所職員・金融機関職員・警察官を名乗る特殊詐欺が多発していますので、十分注意してください!

また、被害に遭われた方の多くが高齢者ですので、ご家族やご近所の方にも声かけなどの注意喚起をお願いします!



こんな電話には要注意!!

- 高齢者宅に息子を名乗る者から、「会社の金を使い込んだ。500万円が必要だ。」と電話があったため、指示されたコンビニに向かい、そこに現れた弁護士を装った男に現金500万円を手渡してしまった。
- 高齢者宅に区役所職員を名乗る男から、「医療費の還付金がある。」と電話があった。言われるままに契約銀行や暗証番号を教えたら、「これから銀行員が行くのでキャッシュカードを渡してほしい。」と言われた。電話の後、銀行員を名乗る男が自宅を訪問してきたため、キャッシュカードを手渡し、現金を引き出される被害に遭った。

不審な電話があったら迷わず110番!
絶対にお金は渡さないでください!

- 警察官や金融機関職員が暗証番号を聞き出してキャッシュカードを受け取ることは絶対にありません。
- ATMを操作しても自分の口座に還付金は振り込まれません。
- 役所職員を名乗る電話があれば、部署や氏名を聞き出し、実在するかどうか確認してください。
- 息子などの親族を名乗ってお金を要求する電話は、詐欺です。ご注意ください!

後を絶たない **押し買い** のトラブル

自宅まで訪問され、貴金属類を強引に安く買い取られてしまう訪問購入（押し買い）のトラブルが後を絶ちません。相談の多い事例と注意点をまとめましたので、みなさまご注意ください！

事例

- 「不用品があれば買い取る。」と女性が訪問してきたが、突然だったため「すぐには用意できない。」と言うと、「1時間後にまた来るから用意しておくように。」と言われた。1時間後、今度は男性が来たので、いらない洋服やバッグを出したが、「宝飾品があれば出してほしい。」と言われたため、指輪を出した。結局これらを買って取ってもらったが、指輪も出してしまったことを後悔したので「買い戻したい。」と電話した。しかし、「既に他の業者に売ってしまった。」と言われてしまった。
- 「不用品を買い取りたい。」と電話があり、「背広などの服ならある。」と言ったら、「営業の者が近くにいるのですぐに伺う。」と言われた。その後すぐに訪問があり、洋服は500円で買い取られた。業者は「貴金属はないか。」と言ってきたので「ない。」と答えたが、何度もしつこく聞いてきたため、「帰ってください。」と断り、やっと帰ってもらった。



アドバイス

- 買取業者が事前に訪問の承諾を得ずにいきなり訪問することは違法ですので、**いきなり自宅に訪問されても、家に入れないうでください。**また、訪問買取はトラブルの多い取引ですので、利用する際は慎重に検討しましょう。どうしても利用しなければならない場合は、**1人で対応せず、家族や知人などの信頼できる人に立ち会ってもらいましょう。**
- 業者から**勧誘時と違うものを見せるように言われても、見せてはいけません。**消費者が勧誘を受け入れていないものについて勧誘することは禁止されています。
- 買って取ってもらう場合は、業者の住所や電話番号、買取価格の根拠や買取条件などが書かれた書面を必ずもらいましょう。
- 訪問購入には、**クーリング・オフ制度があり、契約書面を受け取った日から8日間は業者に物品を渡さず、手元に置いておくことができます。**
なお、クーリング・オフ制度について詳しくお知りになりたいときは、京都市消費生活総合センターで受け付けていますので、お気軽にご相談ください。



京都市消費生活総合センターの相談窓口は **☎256-0800** です。

(相談受付時間：月～金 午前9時～午後5時)

甘い誘いに釣られて後悔… 情報商材 に 要注意！

情報商材※に関する相談が増えています。典型的なトラブルの内容は以下のとおりです。

※ インターネットの通信販売などで売買される情報のことで、内容は例えば、「簡単に儲かる」という副業・ビジネスの話や「簡単にモテる秘訣」、「簡単に英語が話せるようになる」といったものです。自分でパソコンを使ってPDFをダウンロードすることが多いですが、冊子やDVDなどが業者から送付される場合もあります。

インターネット上で「簡単に稼げる方法を教える」という
広告を見て、情報商材を買う

「簡単な作業」と説明されていたにも関わらず、
実際は大量の作業でとてもこなせない
または、内容のとおり作業しても、広告のとおりには稼げない

業者に解約・返金を求めても応じてもらえない



消費者庁イラスト集から

このようなトラブルを今後、未然に防止していくため、以下のとおりアドバイスをまとめました。みなさまもご注意ください！

アドバイス

- 「簡単に稼げる」といったおいしい話はありません。ブログやメールマガジンに「高額収入が得られた。」という体験談が掲載されていたり、業者から「確実に稼げる。」「簡単な作業で良い。」などと説明されたりしても、うまくいかないことがほとんどです。また、利益が得られなくても、業者が返金の交渉に応じてくれないことが多いです。
- 情報商材の購入前でも、資料請求やメールマガジンを登録すると業者から電話やメールで勧誘されることがありますので、安易な資料請求やメールマガジン登録はやめましょう。
- 内容がよく分からないまま契約してしまい、トラブルになるケースが多く見られます。また、儲かる仕組みが自分で理解できなかったり、業者からの説明が不十分であったりする場合は絶対に契約しないでください。
- 高額な契約をしてしまった、契約の実態が事前の説明と違っていたなどお困りの場合は、**京都市消費生活総合センター（☎256-0800）**までご相談ください。



ペットや虫が原因で火災が発生！？

室内で飼っているペットによる製品事故が発生しています。また、ペットを飼っていない家庭でも、小動物や害虫が家の外から侵入して事故が起こることがありますので、注意してください！

事例

- 携帯電話を犬がかじったため、バッテリーが損傷し発火した。
- 飼い主が外出中に、猫がガスコンロのスイッチに触れ、コンロが点火し、火事になった。
- エアコンの中にゴキブリが侵入し、電気配線に接触したため、火災が発生した。



犬が携帯電話をかじる様子

アドバイス

- ペットは小さなものを口に入れ、かみついてしまうことがありますので、**携帯電話などはペットが触れない場所に保管しましょう。**
- 外出時など、ペットから目を離すときは**ケージに入れる**ようにしましょう。また、万が一ペットがスイッチに触れてしまうことを考えて、**ガスコンロは元栓を閉め、IH調理器はコンセントを抜いてください。**
- 小動物や害虫が製品内部に侵入すると、**急に電源が入ったり、スイッチが効かなかったり、焦げ臭いにおいがしたりする**ことがあります。このような現象が見られたら、すぐに販売店やメーカーに点検・修理をお願いしてください。

【編集後記】 先日、広報資料の作り方の研修で、「京・くらしの安心安全情報」の紙面を添削してもらいました。そこでのアドバイスを踏まえて、前回の第94号から文章やレイアウトを若干変えています。ただ、1つだけ議論になったのが「編集後記」について。「編集後記は誰も読まないのではいらない。」と言われた一方で、「編集後記は、読むのを楽しみにしている人もいるのであった方がよい。」との意見もありました。試みに、第94号では編集後記を掲載しませんが、今号では復活させてみました。みなさまはどちらが良いと思われますか？紙面に関するご意見・ご感想があれば ☎256-1110までお寄せください！

悪質商法、買い物、契約に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)

相談受付時間 月～金(祝休日を除く。)午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/>

ツイッターアカウント @kyoto_soudan

*土・日・祝日(年末年始を除く)の緊急時のご相談は、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時(電話相談のみ)



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市印刷物 第294625号